

## 新たなガイドラインに関する論点②

**「認定地域クラブ活動指導者」登録制度  
(たたき台)**

## 「認定地域クラブ活動指導者」登録制度（たたき台）

### 1. 目的

この指導者登録制度（以下「本制度」という。）は、認定地域クラブ活動において、指導者による暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の不適切行為の防止等を徹底し、認定地域クラブ活動に参加する生徒が安全・安心に活動に取り組めるよう、指導者の登録や研修等に関する基準を示すものである。

### 2. 定義

- （１）本制度において、「認定地域クラブ活動」とは、スポーツ庁・文化庁が示した要件及び認定手続等に基づき、対象となる公立の中学校等を設置する市町村（特別区及び一部事務組合を含む。以下同じ。）又は都道府県（以下「市町村等」という。）が、中学校等の部活動を継承・発展させた生徒のスポーツ・文化芸術活動として認定した活動をいう。
- （２）本制度に基づき、市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導者を「認定地域クラブ活動指導者」と呼ぶものとする。

### 3. 研修

指導者登録に当たって、市町村等が定める研修は、以下の内容に基づき定めることが考えられる。

#### （１）対象となる研修（研修実施者）

- ① 市町村等が自ら行う研修
- ② 当該市町村が所在する都道府県が行う研修
- ③ 認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が行う研修
- ④ 市町村等が認めたスポーツ・文化芸術団体、大学等が行う研修

## （２）研修の内容・実施方法

研修内容については、別紙「指導者に求められる資質・能力及び研修メニュー例（たたき台）」をもとに、市町村等において具体的な内容を定めることが考えられる。

研修の実施に当たっては、対面方式のみならず、オンライン方式も積極的に活用して、一定期間ごとに実施することが考えられる。なお、認定地域クラブ活動指導者自身が日常的・継続的に学び続けられるようオンデマンド方式による研修環境を整備することや、夏季に入る前の時期に熱中症予防に関する研修を行うこと、近隣地域等において事件・事故が起きた際にそれに対応した防止研修等を行うことも考えられる。

## 4. 登録要件

次の全ての要件を満たす者を、市町村等において、認定地域クラブ活動指導者として登録する。

- （１）暴言・暴力、ハラスメント、虐待、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約した者
- （２）以下のいずれにも該当しない者
  - ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - ② 暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
  - ③ 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者
- （３）市町村等が定める研修を受講した者

## 5. 登録手続等

- （１）認定地域クラブ活動指導者としての登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、市町村等に対して登録申請書及び上記4.（１）の誓約書（以下「登録申請書等」という。）を提出するものとする。
- （２）市町村等は、登録申請書等の内容を確認し、要件を満たしている場合には、登録申請者に対して研修の受講案内を行い、研修の受講確認後、認定地域クラブ活動指導者としての登録を行うものとする。なお、上記3.（１）②～④のとおり、都道府県等が研修を行う場合には、当該都道府県等において、登録申請者の研修受講の確認後、市町村等に対して報告を行うものとする。

(3) 登録申請者が所属する運営団体・実施主体が決まっている場合には、運営団体・実施主体を通じて、登録申請者から市町村等に対する登録申請書等の提出を行うことや、市町村等から登録申請者に対する研修の受講案内等を行うことも考えられる。

(4) 認定地域クラブ活動指導者は、登録事項等に変更があった場合には、速やかに市町村等に報告するものとする。

## 6. 有効期間

登録の有効期間は、最長４年間（登録の効力の発生日の属する年度の翌々年度末（登録の有効期間の更新がされた場合にあっては、従前の有効期間の満了の日の属する年度の翌々年度末））の範囲内で、地域の実情に応じて市町村等において設定する。

## 7. 経過措置

地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）の３．（５）に記載の経過措置を参照

## 8. 不適切行為への対応

### （１）禁止される不適切行為

- ① 認定地域クラブ活動指導者は、認定地域クラブ活動の実施に関連して、暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）、いじめ、無視等の行為を行ってはならない。
- ② 上記のほか、暴力団或いは暴力団員を始めとする反社会的勢力等となること又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係等を有することを含め、各種法令違反等の行為を行ってはならない。

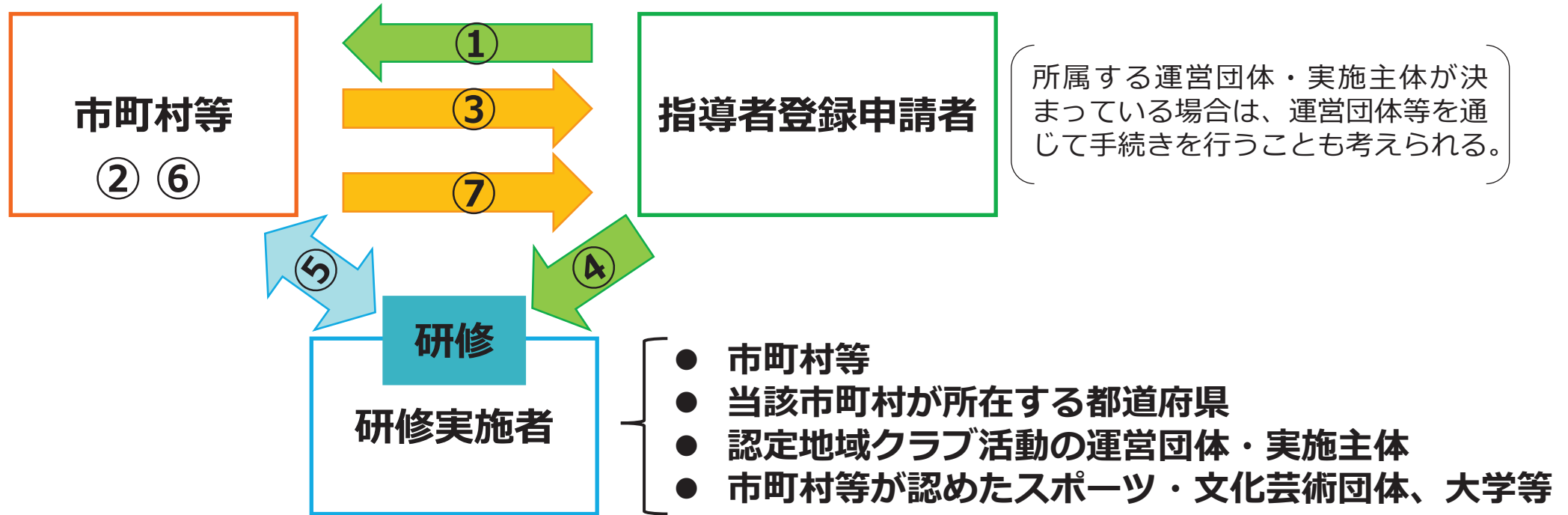
### （２）不適切行為への対応

- ① 認定地域クラブ活動指導者による不適切行為の事案が生じた場合には、認定地域クラブ活動の運営団体・実施主体が、当該指導者及び被害等を受けた参加生徒その他の関係者から事案の事実確認等を行い、市町村等に報告すること。なお、報告を受けた市町村等において、必要に応じて、改めて事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ② 上記のほか、市町村等に設置された通報・相談窓口等において、事案の事実確認等を行うことも考えられる。
- ③ 市町村等においては、報告等により把握・確認した事実関係等に基づき、適切に、認定地域クラブ活動指導者に対する注意、登録取消等の措置を講ずるものとする。

| 項目              | 指導者に求められる資質・能力                                              | 研修メニュー例                                         |
|-----------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| ①総論・制度          | 部活動の地域展開・地域クラブ活動に関する基本的な考え方や仕組みを理解している。                     | 部活動の地域展開の理念や地域クラブ活動の在り方（認定地域クラブ活動の活動方針等含む）      |
| ②基本姿勢・<br>服務規律  | 指導者としての倫理観・責任感等を有し、参加生徒の人権を尊重しながら、公正に指導を行うことができる。           | 生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止               |
|                 |                                                             | 生徒や保護者等の信頼を損なうような行為の禁止                          |
|                 |                                                             | 生徒同士による暴言・暴力・いじめ等の防止(適切な集団づくりなど)                |
| ③生徒への指導         | 生徒の発達段階や多様な実情等に配慮した上で、生徒と十分にコミュニケーションを図りながら、適切な指導を行うことができる。 | 中学校段階の生徒の特徴や配慮事項等                               |
|                 |                                                             | 生徒の発達段階に応じた科学的な指導<br>(適切な休養、効率的・効果的なトレーニングの実施等) |
|                 |                                                             | 生徒とコミュニケーションを十分に図った上での指導                        |
|                 |                                                             | 女子生徒の健康課題や障害のある生徒等への配慮                          |
| ④安全管理・<br>事故対応等 | 生徒が安全・安心な環境の下で活動ができるようにするとともに、事故等が発生した場合の現場対応を適切に行うことができる。  | 生徒に対する安全・障害予防に関する知識・技能の指導                       |
|                 |                                                             | 事故防止（施設・設備・用具の点検や活動時における安全対策等）                  |
|                 |                                                             | 事故等が発生した際の現場対応（応急手当、関係機関への連絡等）                  |
| ⑤保護者や学校<br>との連携 | 保護者と円滑にコミュニケーションを図るとともに、参加生徒が在籍する中学校等と連携を適切に行うことができる。       | 保護者との連絡調整等                                      |
|                 |                                                             | 生徒が在籍する中学校等との連携                                 |

- ※ 1 指導補助者や見守り者、参加生徒、その保護者等に対しても、その役割等に応じて、生徒の人格を傷つける暴言・暴力・ハラスメント（性暴力等含む）の防止や、事故防止、事故等が発生した際の現場対応等の必要な研修を実施することが考えられる。
- ※ 2 教員免許を有する者や、スポーツ・文化芸術団体の公認指導者資格保有者等については、上記の中から全部又は一部を受講したとみなすことが考えられる。その際、保有する免許・資格の種類や活動歴等を考慮して免除の範囲を決定することが考えられる。
- ※ 3 なお、指導に当たっては、地域クラブ活動における適切な指導の参考となる手引き等が作成されるまでは、「運動部活動での指導のガイドライン（H25.5）等を参考とするとともに、技術的な指導に当たっては、中央競技団体等が作成している指導手引きを活用することが考えられる。

# 「認定地域クラブ活動指導者」登録の流れ（たたき台）



## ① 登録申請書・誓約書（※）提出

（※）暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約

## ② 申請書・誓約書の確認及び要件確認（以下の者に該当しないこと）

- A. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- B. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団或いは暴力団員である者、又は、これらの者と社会的に非難されるべき関係等を有している者
- C. 過去に、暴言・暴力、ハラスメント等の行為や性犯罪歴等があるなど指導者として不適切な者

## ③ 研修受講案内

## ④ 研修受講

## ⑤ 研修受講報告・受講確認

## ⑥ 認定地域クラブ活動指導者として登録

## ⑦ 登録した旨の通知



## 地域クラブ活動に関する認定制度（イメージ案）における 「2. 認定要件」の具体的な確認事項＜抜粋＞

### ④適切な指導の実施体制が確保されていること

#### ＜確認事項＞

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴言・暴力、ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないとともに、参加生徒同士のこうした行為も許さないことを誓約すること※<sup>1</sup>
- 市町村等が定める研修を受講し、市町村等に登録された指導人材が活動に携わること※<sup>2</sup>
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が活動に携わること※<sup>3</sup>

※1 DBSの活用についても検討。

※2 研修の項目、指導人材の登録の仕組みなどについては、スポーツ庁・文化庁が別途定める予定。現時点で想定される内容は、以下のとおり。

- ・ 研修の項目は、部活動指導員等への研修内容等を参考にしつつ、地域クラブ活動における指導人材に共通して必要となる内容や見守り人材に必要な内容等を示すことを想定。研修は、一定期間ごとに受講するなど、指導人材が学び続けられる仕組みを想定。
- ・ 都道府県が指導人材を対象とした研修を実施することも考えられる。
- ・ 例えば、日本スポーツ協会公認スポーツ指導者など、事故や暴力・暴言等の不適切行為の防止に関する内容が養成講習会のカリキュラム等に含まれ、不適切行為に対する処分手続が定められている資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したものとみなすことも検討。
- ・ 指導人材の登録の仕組みにおいては、登録された指導人材による暴力・暴言等の悪質な不適切行為が確認された場合には、登録を取り消し、当該指導人材が地域クラブ活動に携わることを認めないこととする。登録を取り消す際の基準は、スポーツにおいては、日本スポーツ協会における公認スポーツ指導者・スポーツ少年団登録者の不適切行為に対する処分手続きの登録者処分規程及び処分基準を参考にすることも検討。また、指導者資格を保有することにより、市町村等が定める研修の全部又は一部を受講したとみなした者が資格を喪失した場合には、登録を取り消す。
- ・ 認定を申請する際の誓約書において、認定後、速やかに指導人材の研修の受講や市町村等への登録を行うことを誓約する項目を設けるとともに、これらを条件として認定し、一定の期間内に適切に履行されているかを確認することも想定。

※3 複数の指導人材が活動に携わることが困難な場合には、市町村等の職員・コーディネーターや運営団体の職員等による地域クラブ活動の実施主体への巡回指導を適切に実施すること等により、事故防止や暴力・暴言等の不適切な行為の防止を図ること。